

徳島県告示第四百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
特定非営利活動法人 東部地域活動支援センターちゅりっぷ	板野郡北島町北村字三町地 三四番地一	東部支援センターちゅりっぷ	板野郡北島町北村字三町地 三四番地一	B型	令和三年十一月二十九日	令和三年十二月三十一日	
同	同	グループホームちゅりっぷ	同	共同生活援助	同	同	
社会福祉法人カリヨン	徳島市国府町中字松ノ本二 八番一	れもんワークス	名西郡石井町石井字白鳥二 〇四一	就労移行支援	令和四年二月二十一日	令和四年三月三十一日	
同	同	れもん吉野	阿波市吉野町柿原字シノ原 三四〇	同	同	同	
株式会社E E K A	徳島市東吉野町二丁目三 番一号	笑々花	徳島市東吉野町二丁目三 番一号	A型 就労継続支援	同	同	